

# 国立大学法人電気通信大学事務組織規程

昭和37年 7月16日

改正

昭和38年 4月24日	平成 7年 4月 1日	平成23年 7月20日
昭和39年 1月 1日	平成 8年 5月11日	平成24年10月 1日
昭和40年 4月 1日	平成 9年 5月 8日	平成25年 2月26日
昭和43年12月18日	平成10年 4月 1日	平成25年 3月22日
昭和46年 8月16日	平成10年 4月 9日	平成26年 1月21日
昭和47年 6月 1日	平成12年 4月 1日	平成26年 2月26日
昭和48年11月 1日	平成13年 4月 1日	平成28年 3月23日
昭和50年 4月22日	平成15年 4月 1日	平成28年 4月27日
昭和51年 4月12日	平成16年 4月 1日	平成28年 7月27日
昭和53年10月 1日	平成17年 4月 1日	平成28年 7月27日
昭和59年 5月 1日	平成18年 4月19日	平成29年 1月25日
昭和61年 4月 1日	平成19年 4月 1日	平成29年 9月28日
昭和62年10月 1日	平成20年 3月25日	平成30年 3月28日
昭和63年 4月 1日	平成20年 4月 1日	平成31年 3月20日
平成元年 4月 1日	平成21年 4月 1日	令和 2年 9月14日
平成元年 6月 5日	平成22年 7月21日	令和 2年12月22日
平成 2年 4月 1日	平成22年10月19日	
平成 3年 5月27日	平成23年 4月26日	

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織及び職制（第2条—第14条）

第3章 所掌事務（第15条—第28条）

第4章 雑則（第29条）

附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第16条第2項の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）の事務組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 組織及び職制

（事務組織）

第2条 事務組織は、次条各項に定めるところにより構成する。

第3条 本学に、次の3部を置く。

総務部

学務部

学術国際部

- 2 総務部に、総務企画課、人事労務課、財務課、経理調達課及び施設課を置く。
- 3 学務部に、教務課、学生課及び入試課を置く。
- 4 学術国際部に、研究推進課、学術情報課及び国際課を置く。
- 5 総務部に、情報理工学研究科等事務室を置く。
- 6 総務企画課に、広報・基金・卒業生室を置き、経理調達課に、納品検収室を置く。
- 7 各課等（第2項、第3項及び第4項に規定する課（以下「各課」という。）、情報理工学研究科等事務室並びに各課の室をいう。以下同じ。）に、別表のとおり係を置く。

第4条 削除

（部長）

第5条 第3条第1項に規定する各部に、部長を置く。

- 2 部長は、各部の事務を統括する。

（課長）

第6条 各課に、課長を置く。

- 2 課長は、上司の命を受け、各課の事務を処理する。

（事務室長）

第7条 情報理工学研究科等事務室に、事務室長を置く。

- 2 事務室長は、上司の命を受け、情報理工学研究科等事務室の事務を処理する。

（室長）

第8条 各課の室に、室長を置く。

- 2 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。

（参事役）

第9条 各課に、参事役を置くことができる。

- 2 参事役は、上司の命を受け、特に高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理する。

（課長補佐、事務室長補佐及び室長補佐）

第10条 各課等に、課長補佐、事務室長補佐及び室長補佐を置くことができる。

- 2 課長補佐、事務室長補佐及び室長補佐は、課長、事務室長及び室長の職務を補佐する。

（専門員）

第11条 各課に、専門員を置くことができる。

- 2 専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理するとともに専門的見地から課長の職務を補佐する。

（係長）

第12条 各課等の係に係長を置く。

- 2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

(専門職員)

第13条 各課等に、専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、専門的知識又は経験を必要とする特定の事務を処理する。

(主任)

第14条 各課等の係に、主任を置くことができる。

2 主任は、係長を助け、相応の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

### 第3章 所掌事務

(総務企画課)

第15条 総務企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本学の事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議等に関すること。
- (3) 学術院教授会等に関すること。
- (4) 渉外に関すること。
- (5) 自動車の運行管理に関すること。
- (6) 文書の管理等に関すること。
- (7) 公印の制定及び管守に関すること。
- (8) 職員の身分証明書に関すること。
- (9) 郵便業務に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 秘書業務に関すること。
- (12) 企画・戦略に関すること。
- (13) 中期目標・中期計画等に関すること。
- (14) 大学の自己点検・評価等に関すること。
- (15) 組織の設置及び改廃（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (16) 諸規則等の制定及び改廃に関すること。
- (17) 基幹統計調査等に関すること。
- (18) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (19) 評価室に関すること。
- (20) 企画調査室に関すること。
- (21) 内部監査室における業務運営面の監査に関すること。
- (22) I R室に関すること。
- (23) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
- (24) その他他の課の所掌に属しないこと。

(人事労務課)

第16条 人事労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人事労務事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 任免に関すること。
- (3) 人件費管理に関すること。

- (4) 給与及び所得税等に関すること。
- (5) 兼業に関すること。
- (6) 人事評価に関すること。
- (7) 名誉教授に関すること。
- (8) 文部科学省共済組合に関すること。
- (9) 服務に関すること。
- (10) 職員団体に関すること。
- (11) 研修その他能力開発に関すること。
- (12) 労使協定に関すること。
- (13) 勤務時間、休暇等に関すること。
- (14) 職員研修所に関すること。
- (15) 保育施設に関すること。
- (16) 栄典及び表彰に関すること。
- (17) 出張に関すること。
- (18) 福利厚生に関すること。
- (19) 退職慰労金及び退職手当に関すること。
- (20) 社会保険及び労働保険に関すること。
- (21) 安全衛生関係事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (22) 男女共同参画・ダイバーシティ戦略の推進（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (23) ハラスメントの防止等に関すること。
- (24) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

（財務課）

第17条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 財務事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 会計法規に関すること。
- (3) 会計検査等に関すること。
- (4) 内部監査室における会計経理面の監査に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 資金の管理・運用に関すること。
- (7) 債権の管理に関すること。
- (8) 収入に関すること。
- (9) 支出に関すること。
- (10) 計算証明に関すること。
- (11) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
- (12) その他財務に関すること。

（経理調達課）

第18条 経理調達課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 経理調達事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 旅費に関すること。

- (3) 謝金に関する事。
- (4) 物品（図書を除く。）の調達及び役務等の契約に関する事。
- (5) 資産（図書を除く。）の管理に関する事。
- (6) 職員宿舎に関する事。
- (7) 警備及び構内交通対策に関する事。
- (8) 防火及び防災に関する事。
- (9) 清掃に関する事。
- (10) 廃棄物（施設関係を除く。）の処理に関する事。
- (11) 環境物品等の調達に関する事。
- (12) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関する事。
- (13) その他経理調達に関する事。

（施設課）

第19条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 施設整備の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 施設に係る予算・契約に関する事。
- (3) 施設マネジメントに関する事。
- (4) 施設に関する技術的事項及び法令手続に関する事。
- (5) 安全・環境保全関係事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関する事。
- (7) その他施設に関する事。

（教務課）

第20条 教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学務の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 入学式、卒業式及び学位記授与式に関する事。
- (3) 学生の学籍及び異動に関する事。
- (4) 教育課程及び授業に関する事。
- (5) 教員免許等資格に関する事。
- (6) 学生の修学指導に関する事。
- (7) 学生の学業成績の整理及び記録に関する事。
- (8) 学生及び卒業生の諸証明に関する事。
- (9) 全学教育・学生支援機構及び大学教育センターに関する事。
- (10) スーパー連携大学院推進室に関する事。
- (11) グローバル化教育機構に関する事。
- (12) インターンシップに関する事。
- (13) 競争的資金の獲得支援に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関する事。
- (15) その他教務に関する事。

（学生課）

第21条 学生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生支援の総括及び連絡調整に関する事。

- (2) 学生の規律及び賞罰に関すること。
- (3) 学生相談に関すること。
- (4) 学生の就職支援に関すること。
- (5) 学生の保健管理に関すること。
- (6) 学生の課外活動に関すること。
- (7) 学生の福利厚生に関すること。
- (8) 学生寮及び学生宿舎の管理及び運営に関すること。
- (9) 学生の経済支援に関すること。
- (10) 全学教育・学生支援機構及び学生支援センターに関すること。
- (11) 課の所掌事務に係る競争的資金に関すること。
- (12) 学園活動後援会との連絡に関すること。
- (13) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
- (14) その他学生支援に関すること。

(入試課)

第22条 入試課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 学生の募集に関すること。
- (3) 入学者の選抜試験に関すること。
- (4) 入学者選抜方法に関すること。
- (5) 全学教育・学生支援機構及びアドミッションセンターに関すること。
- (6) 入試広報に関すること。
- (7) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
- (8) その他入学者の選抜に関すること。

(研究推進課)

第23条 研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究推進及び産学連携の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究推進事業に関すること。
- (3) 産学官との連携推進事業に関すること。
- (4) 学術団体等との連絡に関すること。
- (5) 科学研究費助成事業、その他課の所掌事務に係る競争的資金に関すること。
- (6) 共同研究、受託研究及び奨学寄付金の受入れに関すること。
- (7) 受託事業（他の課の所掌事務に係るものを除く。）に関すること。
- (8) 外部研究者等の受入れに関すること。
- (9) 遺伝子組換え実験、動物実験及びヒトを対象とする実験に関すること。
- (10) 放射性同位元素の取扱い及び管理に関すること。
- (11) 知的財産に関すること。
- (12) 利益相反マネジメントに関すること。
- (13) 安全保障輸出管理に関すること。
- (14) コヒーレント光量子科学研究機構に関すること。
- (15) 教育研究センター等（宇宙・電磁環境研究センターを除く。）に関すること。

- (16) 研究ステーションに関する事。
- (17) オープンラボ、インキュベーション施設及びUECアライアンスセンターの使用  
者選考に関する事。
- (18) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関する事。
- (19) その他研究推進及び産学官連携の推進に関する事。

(学術情報課)

第24条 学術情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 図書館事務の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 図書館資料の選択及び収集に関する事。
- (3) 図書館資料の購入及び受入れに関する事。
- (4) 資産（図書）の管理に関する事。
- (5) 図書館資料の分類及び目録に関する事。
- (6) 図書館資料の利用及び管理に関する事。
- (7) 学術情報の収集及び提供並びに電子図書館に関する事。
- (8) 文献等の複写、その他レファレンスサービスに関する事。
- (9) 事務情報化の推進に関する事。
- (10) 情報基盤センターに関する事。
- (11) UECコミュニケーションミュージアムに関する事。
- (12) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関する事。
- (13) その他学術情報事務及び図書館事務に関する事。

(国際課)

第25条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際交流事務及び留学の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 国際交流協定の締結及び国際交流協定校（以下「協定校」という。）との連絡調整  
に関する事。
- (3) 協定校との交流事業に関する事。
- (4) 日本学術振興会の国際交流事業に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 外国人研究者に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 国際シンポジウムの支援に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 外国出張に係る査証取得に関する事。
- (8) 留学生の受入れに関する事。
- (9) 学生の海外留学に関する事。
- (10) 留学生の学生生活等相談及び地域交流活動に関する事。
- (11) グローバル化教育機構に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 国際教育センターに関する事。
- (13) UEC ASEAN教育研究支援センターに関する事。
- (14) UEC 中国教育研究支援センターに関する事。
- (15) 課の所掌事務に係る競争的資金に関する事。
- (16) その他国際交流事務及び留学に関する事。

(情報理工学研究科等事務室)

第26条 情報理工学研究科等事務室（以下「事務室」という。）は、情報理工学研究科、情報理工学域及び情報システム学研究科（以下「研究科等」という。）に関する次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究科等の事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 教授会及び代議員会の運営に関すること。
- (3) 情報システム学研究科の各種委員会に関すること（他の課及び係の分掌に属するものを除く。）。
- (4) 外部連携機関との連絡調整に関すること。
- (5) 職員（非常勤講師を除く。）の勤務時間及び休暇に関すること。
- (6) 職員の出張（外国出張を除く。）に関すること。
- (7) 研究科等に所属する事務職員の研修その他能力開発に関すること。
- (8) 事務室の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
- (9) その他研究科等の事務に関すること。

（広報・基金・卒業生室）

第27条 広報・基金・卒業生室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学広報に関すること。
- (2) 大学ホームページに関すること。
- (3) 広報センターに関すること。
- (4) 大学基金に関すること。
- (5) 卒業生、同窓会に関すること。
- (6) 地域との連携推進事業に関すること。
- (7) 公開講座等生涯学習に関すること。
- (8) その他広報、大学基金、卒業生及び社会貢献に関すること。

（納品検収室）

第28条 納品検収室は、物品（図書を除く。）の納品検収等に関する事務をつかさどる。

#### 第4章 雑則

第29条 この規程に定めるもののほか、事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この規則は、昭和37年7月16日から施行する。

電気通信大学事務組織規程（昭和24年6月1日）は廃止する。

##### 附 則

この規則は、昭和38年4月24日から施行する。

##### 附 則

この規則は、昭和39年1月1日から施行する。

##### 附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規則は、昭和43年12月18日から施行し、昭和43年9月1日から適用する。



附 則

この規則は、昭和46年8月16日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月22日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年4月12日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

各課及び事務部においては、この規則に定める当該課又は事務部の事務を所掌するほか、短期大学部が存続する間、平成元年3月31日において短期大学部事務部から当該課又は事務部に引き継がれた事務を所掌するものとする。

課長又は事務長は、短期大学部部長のもとに、前項の事務を処理するものとする。

附 則

この規則は、平成元年6月5日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年5月27日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年5月8日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

2 電気通信大学事務組織細則（昭和37年7月16日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課等	係
総務企画課  広報・基金・卒業生室	総務係 秘書係 企画戦略係 法規・調査係 広報係 基金・卒業生係
人事労務課	人事企画係 人事給与係 給与共済係 職員係 労務安全係
財務課	財務係 予算係 出納係
経理調達課  納品検収室	経理係 契約第一係 契約第二係 管財係
施設課	施設企画係 建築係 電気設備係 機械設備係
教務課	教務係 学域教務係 大学院教務係 情報管理係
学生課	学生係 課外・厚生係 経済支援係

	健康・相談係 就職支援係
入試課	入学試験係 大学院入試係
研究推進課	研究推進係 産学官連携係
学術情報課	情報企画係 情報受入係 学術情報サービス係 情報システム係
国際課	国際企画係 学術交流係 留学生交流係
情報理工学研究科等事務室	情報理工学研究科等事務係